

平成15年第5回教育委員会記録

平成15年3月26日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成15年3月26日(水) 午後2時3分～午後3時20分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助 委員 安本 ゆみ

欠席委員 教育長 與川 幸男

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 庶務課長 佐藤 博継
学校運営課長 佐野 宗昭 施設課長 小林 陽一
指導室長 工藤 豊太
社会教育
スポーツ課長 武笠 茂 中央図書館長 木下 亮子
社会教育
センター所長 伊藤 俊雄 中央図書館
次長 杉田 治
事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 能任 敏幸
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 2名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第19号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則

- 議案第 26 号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第 27 号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 28 号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 29 号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第 30 号 杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則
- 議案第 31 号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程
- 議案第 32 号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程
- 議案第 33 号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程
- 議案第 34 号 杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程
- 議案第 35 号 杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正する規程
- 議案第 36 号 組織機構改正により所属課等の名称が変更となる職員に対する勤務命令に関する規程
- 議案第 37 号 教育財産の用途廃止について
- 議案第 38 号 杉並区立中瀬中学校名誉校長の称号の贈呈について

(報告)

- (1) 平成 15 年度南伊豆健康学園入園児童数について
- (2) 平成 15 年度杉並区学校給食の標準について
- (3) 杉並区青少年委員の内定について

委員長 ただいまから第5回の教育委員会定例会を開催いたします。本日、與川教育長は公務のため欠席の連絡を承っております。

議事録の署名委員は宮坂委員です。よろしくお願いいたします。

本日の案件はたくさんありまして、議案が20件、報告事項が3件となっております。時間の都合もありますでしょうし、簡潔にできるところは手短かということで詰めさせていただきたいと思っております。よろしくご協力のほどお願いいたします。

日程第1、議案第19号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。議案の説明はすべて庶務課長でよろしいですか。では、庶務課長よろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは議案第19号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

2枚めくってください。今回の提案理由、改正内容ですが、夏季休暇の取得日数の変更のためということと、それから幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正されたことに伴っての規定の整備です。

改正概要ですが、大きく2つございまして、1つが幼稚園教育職員の夏季休暇の取得日数が、区の一般職員と同様に3日以内から5日以内になったということで改めたものです。

もう1点が、小学校就学前の子を養育する教育職員ですが、その子どもが疾病等にかかった場合に、その看護をするために年5日以内で取得できる休暇を新設するというので、変更点はそれぞれ新旧対照表に記載しているものです。以上です。

委員長 では、ご説明に対してご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

大藏委員 非常に事務的なものですから、私は異議ありません。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第19号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第19号は原案とおり可決させていただきます。

次に、日程第2、議案第20号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくお願いいたします。

庶務課長 議案第20号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

この2枚目を開けてください。この規則は、教育公務員特例法の一部改正に伴いまして、引用条項が変更されました。そのために、規定を整備するというものです。以上です。

委員長 同じくご質問、ご意見をお願いします。

よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第20号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第20号は原案どおり可決させていただきます。

日程第3、議案第21号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくをお願いします。

庶務課長 議案第21号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

これは、6枚めくってください。今回の改正ですが、教育委員会事務局の組織改正のために、それぞれ規定を整備するというものです。規定の概要ですが、大きく分けて6点ございます。1つが、新旧対照表を見ながら説明させていただきますが、担当係長の分掌事務等で課内の関係する係の直後に規定をしたということ。例えば旧で見えていきますと、第2条の庶務課の3番目に「法規担当係長」とありますが、それが新の所では、庶務係の次に法規担当係長を置いたということで、これらは統一してこういった形でやっていくというものです。

それからもう1つが、学校運営課に学校IT推進担当係長。さらに社会教育スポーツ課に学校支援係の新設をしたものです。

そして、菅平学園の廃止に伴いまして「所長の廃止」というのが3つ目の改正点です。

4つ目には、指導室の人事担当係長が指導室の庶務担当係にすることと、管理担当係長を教育指導担当係長に名称を変更するというものです。

5つ目として、事務局内における分掌事務の一部新設と所管の変更ということで、これは後ほどにも関わってきますが、社会教育センターの所長ポストが廃止されて、事務なども若干変更したといったところの変更です。それが5点ございまして、これらについては平成15年4月1日からの改正ということです。

6番目に附則の第2項になりますが、平成15年10月1日から「日本体育学校健康センター」が廃止されます。それに伴いまして「日本スポーツ振興センター」が発足しますので、それへの対応ということで、これにつきましては、施行期日を平成15年10月1日ということにしたものです。以上です。

委員長 ご質問、ご意見をどうぞ。

安本委員 社スポのところに新しくできる「学校支援係」というものの内容が、「区立学校活動への支援に関すること」と「土曜日学校に関すること」とあるのですが、もう少し詳しく教えていただけますか。

庶務課長 これまで従来、指導室で行っていた学生ボランティアの関係ですとか、教育委員会の庶務課で行っていたコーディネーターの関係、それとサポート制度の関係、それから社会教育スポーツ課で行っていた土曜日学校、それらを一元的に処理していこうという考え方で、社会教育スポーツ課に学校支援係を置くというものです。

安本委員 そうすると、青少年委員とかはどうですか。

庶務課長 青少年委員については、後のほうでまた議案になっているのですが、いまお答えしますと、青少年委員の関係については、現在の社会教育スポーツ課から社会教育センター、これは係長級のポストになる社会教育センターですが、そちらのほうで事務を執行するということになります。

安本委員 ありがとうございます。

大蔵委員 これに伴って人員の配置が変わるとか、人数が変わるとか、そういうことはありますか。

庶務課長 全体として、いま細かな資料は持っていないのですが、平成 14、15 年度の関係でいきますと、7名の減で対応するということです。

大蔵委員 それは所長とかそういうものが廃止になったのを含めて7人減ですか。

庶務課長 そうです。

安本委員 P T Aも社教センターのほうに移るということですか。

社会教育センター所長 はい、さようでございます。P T Aと青少年委員の関係は社教センターへ移ります。

安本委員 ありがとうございます。

委員長 定数が減になるというのは、それは同時変更的に出てくる問題ですかね。

庶務課長 今回は、あくまでも分掌事務の変更ということですので、定員の関係については、前に区長部局と込みの中で定員ということではやっています。

委員長 だけどいろんなアクションプランとか、いまの重要性とかを加味して、組織の位置づけをアップさせたり、全体的なトーンというのを重点的にやったということですよ。

庶務課長 今回の組織改正の関係でいきますと、事業の効率的な執行という観点から、全体的に見直しを進めていくと。教育委員会についてはこれまでも何回か組織の見直しをしてきたわけですが、実際にアクションプランというものを作って、それをどう実施していくかという中で、

例えば昨年度は、先ほど申し上げましたように、それぞれの課で学校から見れば3つの課にまたがるようなところを、やっぱり1つで整理していったほうがいいだろうといったところなどを加味しながら検討してきたものです。

委員長 こういった区民に対しての広報とかは、今後どういうふうに取り扱うのですか。組織改革の細かい点が、どこへ行けばいいのかとか、出てくる時がありますよね。

庶務課長 これについてはホームページなどでも流していきますが、毎年度、杉並区の組織図という形で、区長以下ずっとそれぞれの組織、どんな事務を担当しているのかということもホームページで流したり、もちろん「杉並の教育」といったところで流したり、あるいは広報で流したりします。細かな事務の1つひとつまで出せるというのは、なかなか難しいかと思いますが、そういう形での広報というのはしています。

委員長 ほかにございませんか。
(「なし」の声)

委員長 では、議案第21号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第21号は原案どおり可決させていただきます。

次に、日程第4、議案第22号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしく願いいたします。

庶務課長 議案第22号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

3枚ほどめくっていただきますと、新旧対照表が出ています。今回の改正ですが、これも組織改正に伴って規定を整備するというものです。

主な改正点として2つございます。1つが、「地域図書館」の開設準備担当係長を設置するというので、それに伴っての改正です。

もう1つが、新旧対照表をちょっと見ていただきますと、第1条の所で「次の係等を置く」というのがありますが、その次に「奉仕第一係」、「奉仕第二係」と表記されています。これらをもう少しわかりやすくしていこうということと、それから実際の図書館業務も含めて、もう少しわかりやすく簡便なものにしていこうという観点の中から、名称の変更などを行っているということです。以上です。

委員長 ではご質問、ご意見をお願いします。

大蔵委員 2つあります。1つは、「地域図書館開設準備担当係長」というのができましたけど、今までかなり図書館をたくさん作ってきたのですね。それで、今になってこれを置くのは、どうい

うことですか。もう 12 ぐらいありますよね。

庶務課長 ほとんどこれまでも新しい図書館を作るという際には、準備担当を臨時に置きましてやっています。今回も準備担当係長ということですから、あくまでも時限立法的に置くという考え方です。

大蔵委員 時限立法的に置くのですか。それが終わればこの部分を廃止するのですか。

庶務課長 はい、またそういうふうになると思います。

大蔵委員 今までもそのたびに、こういうふうに変更をしてやってきたのですか。

庶務課長 そうです。組織名称ですので、ここでいきますと担当係長という組織を作るということになります。その仕事が済めば、この組織は廃止するという形で進めてきました。

大蔵委員 もう 1 つは、それとちょっと関係があるかもしれませんが、第 2 条で今までの奉仕第一係、奉仕第二係というのをわかりやすく記述しましたね。その中に係長というのがあるのと、サービス係、調査相談係、資料係という長がないものがありますね。その係だけあって長がない時は、その係は誰が監督するのですか。直接誰が、館長がやるのですか。

中央図書館次長 それは管理係とかサービス係、調査相談係と書いてございますけども、これは一緒に係長がおります。

大蔵委員 係長が既にいるのですか。

庶務課長 はい。ちょっとこれわかりにくいのですが、これまでいわゆる主査というような言い方をしたポストがあったのですね。それらについては、担当係長と言っているところが組織として考えていく。ここで言う例えば管理係というのがありますが、管理係という組織、担当係長という組織での扱いですので、当然この管理係は係長というポストがついていますし、担当係長にはそのまま担当係長ということで、ポストになっているということです。

大蔵委員 担当係長の下には、係員というのがいるのですか、いないのですか。係長自体が組織であって、1 人で完成しているのですか。

庶務課長 そのとおりです。

委員長 役所ではよく、そういう名称を使いますね。

宮坂委員 これは前の事務処理上、いろいろ今度の決め方とか内容的な問題は、もうすでに検討済みという解釈でよろしいのですね。

事務局次長 はい、そのとおりです。

委員長 奉仕という古い言葉も使われていたのですね。何十年も前の言葉ですね。

中央図書館長 図書館法で使われているのです。

委員長 今でも使っているのですか。

大蔵委員 それはもういちばん最初の時から。処務規則というのも、普通からいうと組織規程とかまたは服務規程とかそういうふうになるので、普通だったら組織でしょうね。処務というこんな字は普通にはないですよ。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第 22 号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第 22 号は原案どおり可決させていただきます。

日程第 5、議案第 23 号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくお願いいたします。

庶務課長 議案第 23 号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

2 枚ほどめくってください。まず改正理由ですが、社会教育センター、それから社会教育会館条例の一部改正による高井戸社会教育会館の廃止に伴っての規定の整備というものです。

改正概要としましては、別表、それから様式のほうから、高井戸社会教育会館に関する項目を削除するというのが内容です。今回のこの規則の改正に合わせまして、新旧対照表の別表第一の第 4 条関係の所で旧で見っていきますと、「条例第 15 条に規定する公共的団体が使用するとき」ということを新のほうでは削除しています。これは、今回の高井戸社会教育会館に関する項目を削除するというものとは直接関係ございませんで、高円寺の運営協議会の運営委託の廃止に伴って整備をしていく必要があったということから、今回この中で改めて規定整備をしたというものです。

委員長 ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第 23 号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第 23 号は原案どおり可決させていただきます。

次に、日程第 6、議案第 24 号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館処務規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくお願いいたします。

庶務課長 議案第 24 号「杉並区立社会教育センター及び社会教育会館処務規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

2枚ほどめくってください。提案理由ですが、社会教育センターの組織改正に伴い、規定を整備するというものです。

概要としては、3点ほど改正がございます。1つは、センター所長を課長級から係長級に変更することに伴う関連規定の改正が1点です。それから事業推進担当係長ということで、新たな係長の新設をしています。それから社会教育スポーツ課からの、先ほどの話にも出ました青少年委員等の一部事務処理事務の受け入れをするということがございますので、それらを併せて規定の整備を図ったものです。以上です。

委員長 ご質問、ご意見をお願いいたします。社会教育センターの組織改正ということでの変更です。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第24号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第24号は原案どおり可決させていただきます。

次に、議案第25号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくをお願いいたします。

庶務課長 議案第25号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

これも2枚目ほどめくってください。この改正につきましても、組織改正に伴い、規定を整備するというものです。センター所長が課長級から係長級に変更されることに伴いまして、課の定義からセンターを削除するというものです。以上です。

委員長 ご質問、ご意見等ございますか。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第25号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議ありませんので、議案第25号は原案どおり可決させていただきます。

次は日程第8、議案第26号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくご説明をお願いします。

庶務課長 議案第26号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

これも2枚ほどめくってください。今回の改正につきましても、社会教育会館の一部廃止等に
伴いまして、規定を整備するというものです。社会教育会館が、複数館から1館になるというこ
とでして、別表第一の公印管理者の該当部分の整備していくことが1つです。

それからもう1つが、附属機関の代表者の印から社会教育センター所長を削除するという
ことで、これも課長級から係長級に変更すると、それに伴っての整備です。以上です。

委員長 ご質問、ご意見ございますか。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第26号につきましても、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議ありませんので、議案第26号は原案どおり可決させていただきます。

日程第9、議案第27号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規
則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくお願
いいたします。

庶務課長 議案第27号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の
一部を改正する規則」についてご説明いたします。

これについても、2枚めくってください。今回の改正ですが、東京都の教育委員会の事務処理
の特例に関する条例の一部改正というものがございました。それに伴いまして教育職員の研修の
権限、これは10年目の経験者研修ですが、それらが区の教育委員会の権限となったことに伴い、
規定を整備するというものです。

これまで都の教育委員会の権限である研修のうち、6年時の研修というのは、区の教育委員
会でこれまでも実施をしてきました。11年時研修というのが、これまでは都の教育委員
会で実施をしてきたということですが、これらについてはいずれも廃止されまして、10
年経験者研修として区の教育委員会で実施することになりましたので、それに伴っての規
定の整備です。以上です。

委員長 ご質問、ご意見等よろしくお願ひします。

大蔵委員 もう研修はこれだけですか。これ以外に、教員の研修に関してまだ都が持っているもの
はたくさんあるのですか。

指導室長 都の研修センターのほうで、夏期研修等も含めて研修はやっております。

大蔵委員 何年研修というのは、これは全部区に移ったのですか。

指導室長 10年時経験者研修というのは、要するに勤務年数が11年目から始まる対象者
ですけど、都でも今年初めて持つものですから、都で行う校外研修、杉並区で行う校外・校
内研修と、両方

で行うものがございます。そのうち、区のほうで全部対象者を研修しなさいという方向性にはなろうかと思っています。

委員長 よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第 27 号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第 27 号は原案どおり可決させていただきます。

では、日程第 10、議案第 28 号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくご説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第 28 号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

これも 1 枚めくっていただきまして、提案理由が書いてございます。区立学校に勤務する講師の第一種基礎報酬額を改定するために、規定の整備をする必要があるというものです。この中身ですが、別表のとおり基礎報酬額表というのがございますが、教育職員としての経験年数によって設定されている第一種基礎報酬額ということですが、これらについては都に合わせて改定をするというものです。これらの実施については、従来から東京都の実施よりも 1 年遅れて実施をしているというものです。以上です。

大蔵委員 第一種ということは、第二種も当然あるのですね。

庶務課長 第一種報酬というのが、いわゆる基本給みたいな形で、第二種というのは、通勤費とかそういったものを指します。

委員長 都に連携させたものですからよろしいですね。

(「はい」の声)

委員長 では、議案第 28 号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第 28 号は原案どおり可決させていただきます。

日程第 11、議案第 29 号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくご説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第 29 号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

これにつきましては、3 枚目めくってください。これの改正理由ですが、指導員等の非常勤職員の一部について、報酬額を改定するため、それから担当名の一部を変更するために規定を整備

するというものです。

その内容ですが、大きく分けて2点ございます。1つ目は、指導員それから教育相談講師、建築物環境衛生管理技術者の報酬額を改定するということです。

もう1つは、就学相談担当、一般教育相談担当を教育相談担当ということで担当名を変更して、併せて報酬額を改定するものです。これらについても、職員の給与の減と合わせるような形での、減額での報酬額の改定になっています。以上です。

委員長 ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第29号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第29号は原案どおり可決させていただきます。

では、日程第12、議案第30号「杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくお願いたします。

庶務課長 議案第30号「杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

これも2枚めくってください。改正の理由ですが、四宮教職員住宅の廃止に伴いまして規定を整備するものです。それぞれ関連する規定から、四宮教職員住宅の規定部分を削除したというものです。以上です。

委員長 ご質問、ご意見ございませんか。

大蔵委員 これはなくなったほうですから、異議はありませんけども、月額9,000円なんていうのが残っていたのですね。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第30号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第30号は原案どおり可決させていただきます。

では、議案第31号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくお願いたします。

庶務課長 議案第31号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」についてご説明いたします。

2枚めくってください。新旧対照表がございますが、この改正理由ですけれども、幼稚園教育

職員の勤務時間、それから休日・休暇等に関する条例の一部改正によりまして、幼稚園教育職員の特別休暇に「子の看護のための休暇」が新設されましたので、規定を整備するものです。

委員長 どうぞご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

宮坂委員 私の勉強不足かもしれないですけど、「子の看護のため」と「子どもの看護」で、「子」と「子ども」の区別というのは何かあるのですか。

学校運営課長 特に実体的な区別はございません。ただ、この辺は法律の改正規定に合わせて、表現を統一させていただいているというものです。

大蔵委員 これもそうですが、「子の看護のための休暇」と「子どもの看護休暇」とどういうふうに違うのですか。2つ並列してありますが。

庶務課長 これもちょっとわかりにくいかと思うのですが、用語については統一してあるという話でしたが、この統一も東京都で使っている用語と区で使っている用語と若干違いがございます。

この出勤簿整理規程は幼稚園教職員に関するものと、県費負担教職員に関するものの両方が入っておりますので、もともとはその根拠となるものが、東京都の条例であったり、区のほうの条例であったりという違いがございますので、その関係からの違いということです。

委員長 これは法律用語ですよ。

大蔵委員 この旧規程は、杉並区立学校職員出勤簿の昔のものは、幼稚園には適用されていなかったのですか。

庶務課長 されていませんでした。

大蔵委員 幼稚園は、子どものための看護休暇はなかったのですか。

庶務課長 なかったということです。表記の仕方で、「子どもの看護休暇（県費負担教職員のみ）」というふうになっていますので、幼稚園職員については入ってなくて、県費負担だけが取得ができたという違いです。

大蔵委員 そうすると、従来の杉並区立学校職員というのは、県費負担の職員だけのことを言っていたのですか。

庶務課長 この学校職員の規程をどう見るかということなのですが、この学校職員の規程ということになりますと、教員とか事務職、栄養士、もちろん幼稚園の職員も入っていたわけですけども、その辺での規程の整理というふうになっています。この中の、例えば区費の職員の関係については、この規程ではなくやっています。区の職員については、この規程から除外をされていて、学校職員の規程の中には入っていない。

大蔵委員 その除外するというのはどこに書いてあるのですか。

庶務課長 学校職員の規程をどうするかといったときに、ほとんどが県費負担教職員を指すという

ことでやっています、区の職員の分については別の規程ができていますので、この中には入ってこないです。

実は私も教育委員会に来たときに、なぜ学校職員とって、例えば給食ですとか、用務や区の事務などが入っていないのだろうと思っていたのですが、それは全く別です。

大蔵委員 普通でしたら最初のところに定義があって、「杉並区の教職員というのは県費職員のことである」とか、何か書かなければいけないですね。

庶務課長 ここの出勤簿整理規程の「職員とは」ということで規程がありまして、それぞれ分けています。簡単に言いますと、幼稚園教職員と給与負担法に定める職員という形で職員というものを言うということですから、区の職員などは除外されてしまうということです。

大蔵委員 私が疑問に思うのは、提案理由に「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例ができたので整備する」と書いてあるけれども、こちらの杉並区立学校職員等の所のどこを読んでも、前の分にも幼稚園がないとか、幼稚園が入るといのは書いてないのです。ということになれば、このあとの杉並区立学校職員というものには、幼稚園を含んでいたと考えなければ、これを入れてもこれが幼稚園に適用されますよということには、ならないのではないかと思います。

庶務課長 これは新旧の関係で、略で書いてありますので、この中にその定義付けが入っているということです。

大蔵委員 そうすると頭のところで、さっきのような規程を改めなければいけないですね。除くというようにことでも職員を分類して、従来該当しないことになっていたものを該当するようになるのでしたらその分が変わって、県費負担教職員以外の者も入るということを書かないと、これで一律でいかないではないですか。

庶務課長 それが別表ということでやっていたので、別表の中の改正ということで、例えば旧でいきますと、(県費負担教職員のみ)というカッコ書きがあったわけですが、これを外して「子の看護のための休暇及び子どもの看護休暇」としたということです。

大蔵委員 別表がそうなっているのですか。別表を変えたのですか。それは、どこにもないではないですか。

庶務課長 新旧対照表の別表第4条関係の所、事由の欄で22の部分があります。ここに新しい規程として、「子の看護のための休暇及び子どもの看護休暇」とあります。

大蔵委員 それはいいですが、これが幼稚園に適用されるようになったということは、どこでわかるのですか。前のほうの、この条文のもともとの所には職員の分類があるのでしょうか。県費負担教職員と区の職員、幼稚園の職員などがある。それはそのまま残っているのでしょうか。

庶務課長 そうです。ですから職員の定義の中で、これらは読んでいくということになります。

大蔵委員 いやいや、私は納得できません。職員の中で分けておいて。

学校運営課長 この出勤簿整理規程なのですが、教育委員会の職員等を扱った規程がいろいろあるのですが、そのうちの出勤簿整理規程という形の訓令という形になっていますが、これについては先ほど庶務課長のほうでご説明申し上げましたとおり、職員としては県費負担教職員と幼稚園の教職員の両方を、この出勤簿整理規程では包含して扱うというのが、訓令の前提として定義されています。

その関係で、従来子どもの看護休暇について、幼稚園の教職員につきましては区の職員ということですので対象外であったものが、今回の改正で「子の看護のための休暇」という形が創設されましたので、(県費負担教職員のみ) という規程を削り、規程の上では両方を併設したという格好になっています。

ただ、他の規則等では一般的に「学校の職員」と言った場合には、主に県費負担教職員のことを指しまして、区の職員のことには指していない。区の職員の同様の規程につきましては、区のほうの条例規則で定めているというものです。

大蔵委員 いま(県費負担教職員のみ) というのを削ったと、県費負担教職員のみ適用されるというのを削ったということですね。

学校運営課長 別表においては、県費負担教職員と幼稚園の職員と両方併記する必要が生じたので、本来ですと「子どもの看護休暇」ということで、「子どもの看護休暇」は幼稚園の教職員には当てはまりませんので、紛らわしいことを避けるために(県費負担教職員のみ) という形でカッコ書きを付けてありましたけれども。

大蔵委員 これがなくなったから全部に入るようになったと。それでは勤務表の頭のところに、県費負担教職員と幼稚園職員との分類というのはまだあるのですか。

学校運営課長 あります。

大蔵委員 それは出勤簿で、何のときに違いが出てくるのですか。いま、ここをなくしたわけですね。これをなくしましたから、この休暇の適用については両方同じになりましたね。他のところでまだ差があるのですか。

学校運営課長 基本的に県費負担教職員というのは、東京都の条例で勤務条件等定めていますので、東京都の制度によると。ところが幼稚園の教職員につきましては、区の職員ですので、区の条例規則の体系になるということで、東京都の勤務条件体系と区の体系と違う部分が当然ありますので、そこが違いとなって出てくると。

大蔵委員 しかし、出勤簿等については区で決めているわけですから、東京都のものをもう一遍な

ぞってつくっているわけですよ。その中でその出勤簿について、休暇の部分が同じになった。それ以外のところで、県費負担教職員と区費職員との差をつける部分がまだあるのですか。

庶務課長 まだございます。例えば「半日勤務時間を割り振られることをやめる日」というのがありますが、これらは幼稚園教育職員のみにも適用されます。別表も全部載せていませんでしたので、全部載せますと、例えば「週休日の変更」というものも県費負担教職員のみとか、それぞれいくつか取り扱いが違います。

実は出勤簿整理規程の本来の趣旨というのは、表示の仕方をどうするかというところが問題ですが、出勤簿の表示の仕方は全く変わりませんので「略」ということにして、これまでのいろいろな条例ですとか、規則だとかそういったものが変わってきたために、出勤簿整理規程の表記の仕方も変えていかなければいけなくなったということでの改正です。

大蔵委員 あまり納得しませんけれども、大体わかりました。そうしますと、この第4条の22の「子どもの看護休暇」というのは県費負担教職員であって「子の看護のための休暇」というのは幼稚園職員用なのですね。

けれども、東京都の規程が「子の看護のための休暇」になっているのならば、それで県費負担教職員とか何か削ってしまうのならば、どちらか1つでいいのではないですか。どうして2つ書かなければいけないのかよくわかりません。私は条文の全部を見ていませんし、関連する他のものも見えていないのでわかりませんし、整備されて同じような待遇になることについては賛成です。だからそれはいいのですが、いかにも何かこなれていないような印象を受けます。

委員長 この件については賛成だということです。いろいろあるでしょうが、また今後の研究課題に。

庶務課長 根拠規定をどこに持っているかによって表現の仕方が違うということで、なおわかりにくくなるということもありますので、いま大蔵委員のお話がありましたので、もう少し表現の仕方について研究をしていきたいと思っています。

委員長 誤解を招かないようなものに、作りあげていくことが大事だと思います。よろしく願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第31号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第31号は原案どおり可決させていただきます。

では、日程第14、議案第32号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正

する規程」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしく申し上げます。

庶務課長 議案第 32 号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」についてご説明します。

2枚めくってください。今回の改正ですが、社会教育センターの組織改正に伴いまして、規程を整備するというものです。社会教育センター所長が、課長級から係長級に変更になるために、環境管理責任者、ISO推進者を指名するものから、社会教育センター所長を削除するといった内容での整備です。

委員長 ご質問、ご意見ありますか。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第 32 号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第 32 号は原案どおり可決させていただきます。

では、日程第 15、議案第 33 号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしく申し上げます。

庶務課長 議案第 33 号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」についてご説明します。

2枚めくってください。社会教育センターの組織改正に伴っての規程の整備というものでして、社会教育センター所長が、課長級から係長級に変更になるということです。そのための事案の代決部分について整備をするものです。以上です。

委員長 何かご質問、ご意見ありますか。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第 33 号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第 33 号は原案どおり可決させていただきます。

次に、日程第 16、議案第 34 号「杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしく申し上げます。

庶務課長 議案第 34 号「杉並区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部を改正する規程」についてご説明します。

2枚めくってください。この中で第 10 条の棒線の関係ですが、日本郵政公社の設立に伴いまし

て規程を整備するものです。日本郵政公社の設立に伴いまして、郵政事業庁を当該公社に改正をするものです。

委員長 ご質問、ご意見ありますか。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第 34 号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第 34 号は原案どおり可決させていただきます。

日程第 17、議案第 35 号「杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正する規程」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくお願ひします。

庶務課長 議案第 35 号「杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正する規程」についてご説明します。

これも先ほどの議案第 34 号と同じ趣旨で改正をするものです。

委員長 ご質問、ご意見ありますか。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第 35 号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第 35 号は原案どおり可決させていただきます。

日程第 18、議案第 36 号「組織機構改正により所属課等の名称が変更となる職員に対する勤務命令に関する規程」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくお願ひします。

庶務課長 議案第 36 号「組織機構改正により所属課等の名称が変更となる職員に対する勤務命令に関する規程」についてご説明します。

1 枚めくってください。これも社会教育センターの組織改正に伴って規程を制定するものでして、係長級を除きまして、平成 15 年 4 月 1 日に、引き続き社会教育センターに所属する職員につきましては、個々の発令を省略して、社会教育スポーツ課に配属されたものとするというもので、いわば発令の省略のための規程です。

委員長 ご質問、ご意見ありますか。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第 36 号につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第 36 号は原案どおり可決させていただきます。

では、日程第 19、議案第 37 号「教育財産の用途廃止について」を上程し、審議させていただきます。庶務課長よろしくお願ひします。

庶務課長 議案第 37 号「教育財産の用途廃止について」のご説明をします。

1 枚めくってください。これにつきましては、用途廃止の理由ですが、社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例によりまして、杉並区立高井戸社会教育会館が廃止されることに伴う用途廃止です。用途廃止する財産の表示は、記載のとおりです。以上です。

委員長 ご質問、ご意見ありますか。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第 37 号につきましては、原案のとおりよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第 37 号は原案どおり可決させていただきます。

では最後に日程第 20、議案第 38 号「杉並区立中瀬中学校名誉校長の称号の贈呈について」を上程し、審議させていただきます。庶務課長ご説明をお願いします。

庶務課長 議案第 38 号「杉並区立中瀬中学校名誉校長の称号の贈呈について」のご説明をします。

名誉校長につきましては、これまで桃井第五小学校の名誉校長ということで、すでにご承認をいただいておりますし、それから科学館長の名誉館長ということでもご承認をいただいております。小柴先生に、中瀬中学校の名誉校長にもなっていただくということで、称号の贈呈をするというものです。以上です。

委員長 ご質問、ご意見ありますか。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第 38 号につきましては、原案のとおりよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議ありませんので、議案第 38 号は原案どおり可決させていただきます。

以上で議案の審査はすべて終了しました。

引き続きまして、日程第 21、報告事項の聴取に入ります。最初に「平成 15 年度南伊豆健康学園入園児童数について」。もう 1 点は「平成 15 年度杉並区学校給食の標準について」です。庶務課長から 2 件説明をお願いします。

庶務課長 「南伊豆健康学園入園児童数」と「平成 15 年度杉並区学校給食の標準について」のご報告をします。

入園児童数ということで資料が 1 枚ありますが、平成 15 年度の 4 月入園児を募集しました。入園児童数が別紙のとおりになったということです。今回の募集では 18 名の応募がありまして、教育委員会で設置している入園判定会を得て、全員入園適ということで、応募者 18 名全員が入園をするということです。

昨年度との比較ですが、今年度の主な特徴ということで何点かあります。4 月当初の入園児童数ということで、昨年度より 13 人増加しています。増加要因ということでは、学園の P T A などによる P R 活動なども影響しているのではないかと考えています。

病類別に見ていきますと、昭和 60 年ごろからいわゆる肥満ということで、生活習慣病が上位を占めてきましたけれども、最近ではぜん息がやや増える傾向にあるということが言えるのではないかと思います。

もう 1 つの特徴ですが、近年度は継続児童数の割合が多くなる傾向にありまして、昨年度は約 54%、今年度も約 49%ということで、大体入園児童のほぼ半分が継続児童数というところ です。

定員が 90 名ですので、4 月の入園児童数が定員に達していないということから、今後 5 月の募集、9 月の募集も行っていくということで考えています。

それから、資料の訂正をお願いします。6 年生の所の児童数のカッコ書きですが、(7) と入っているものが (8) です。右側に 5 年生の虚弱の女の所ですが、1 となっている上段に (1) ということで、継続 1 という意味ですので、そこを訂正してください。

次に学校給食の標準です。これも資料があります。平成 15 年度の学校給食の標準となる食単価、それから年間給食回数を決定しましたのでご報告します。

平成 15 年度の標準食単価につきましては、平成 14 年度と全く同じです。これについては、前年度の購入価格とか、予想物価上昇率などを考慮しまして、標準単価というものを算定しておりますが、通常給食、それから多様化給食、共に単価は同じということで据置です。当然、これに基づいて各学校当該年度の給食費を決めていくことになるかと思えます。

ちなみに参考までですが、小学校の低学年でいきますと、年間での給食費が約 4 万 1,800 円程度、中学年でいきますと約 4 万 5,000 円程度、高学年でいきますと 4 万 8,000 円程度、それから中学校では 5 万 2,000 円程度、ということになるかと思えます。以上です。

委員長 では最初に、「平成 15 年度南伊豆健康学園入園児童数について」ご質問、ご意見ありますか。

ないようでしたら、2 点目の「学校給食の標準について」ということで、ご質問等ありました

らお願いします。

特にないようですので、この2点につきましては終わります。

3番目に「杉並区青少年委員の内定について」を社会教育スポーツ課長からご説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 それでは、「平成 14・15 年度杉並区青少年委員の内定について」のご報告をします。

今年度、昨年4月1日から開始の任期で、いままで欠員になっていた松ノ木小学校担当の青少年委員につきまして、堀ノ内松ノ木青少年育成委員会のほうから推薦をいただきまして、この度、神山まり子さんに青少年委員をやっていただくということで内定しました。これで全部の小学校及び養護学校の青少年委員が揃ったという形になります。以上です。

安本委員 2年間の任期ですから、去年1年、ここは空席だったわけですね。青少年委員の定員は2名ではなく1名なのですか。

社会教育スポーツ課長 松ノ木小担当は1名です。

安本委員 そうしますと、その間、青少年委員がいないということになると思うのですが、その間どなたかが、例えば青少年育成委員会の委員長なり何なりが、その代わりにお立ちになるとか、いろいろな連絡事項もあると思うのですが、そういうことはないのですか。

社会教育スポーツ課長 特に代行という形は設けてはいませんが、育成委員会の絡みでこちらの育成委員会、あと2つの育成委員会として青少年委員を出していますので、必要な事項につきましては、その方たちが学校との連絡を取っていたということです。

安本委員 別に学校は困らないのですか。

社会教育スポーツ課長 学校で必要な部分については、同じ育成委員会から選出されている青少年委員の方がカバーしてきたという状況だと思います。

安本委員 いなくても大丈夫ということになるわけですか。

社会教育スポーツ課長 その辺りは学校等によって状況が違うと思いますので、その辺は活動の状況がさまざまですから、いなくていいということにはならないと思います。やはり学校としては青少年委員は担当の方がいらっしゃるという形が、いちばん望ましいと思っています。

委員長 ありがとうございます。

では、ほかによろしければ、これで本日の教育委員会を終わります。